

第6章 活気とにぎわいのある産業活動を支援します

6-1 活力ある産業の振興と創造

1 農業

【現況と課題】

農業は本町の伝統的で主要な産業であり、水と緑に囲まれた豊かな自然条件を活かして、群馬県内の穀倉地帯の一角を担ってきました。米と麦の二毛作を中心に、野菜や畜産を組み入れた複合経営がおこなわれ、はくさい・なす・いちご・そばなど地域の特色を活かした多彩な農産物を生産し、首都圏への重要な食糧供給地として大きな役割を果たしています。

しかし、多様化する消費者ニーズの変化と輸入農産物の増加、産業構造の変化など農業を取り巻く情勢は全国的に厳しくなっている上に、本町においても農家の減少とともに、後継者のいない農家の割合が増加傾向にあり、様々な問題が表面化してきています。

このような状況の中で、生産調整の推進、農業経営改善計画* の認定、農地の流動化、ほ場整備* などに取り組み、農業経営の高度化を図る努力をしています。

また、従事者の高齢化などによる労働力の低下に対応するため、規模拡大志向経営体への農用地利用集積や、機械の共同利用など促進しています。農業後継者対策については、農業青年会議活動を積極的に取り組んでいます。

これらの結果、農家1戸当たりの経営規模・農業算出額はやや増加傾向にありますが、全体としては、米需要の低下、消費ニーズの多様化などによる価格の低下の動きがみられるなど、農業環境は一段と厳しくなると予想され、農業の近代化をさらに推進することが急務となっています。

このため、中核農家* を中心とした地域の合意に基づいて、農用地の流動化や生産システムの構築を含む総合的な施策をさらに推進して、競争力のある都市近郊型の農業の育成に取り組む必要があります。

また、環境の保全、農村の生活環境の整備、体験農業・観光農業の推進などの新しい取り組みも課題となります。

表 農家数・経営耕地面積の推移

区 分	農家数 (戸)	専業 (戸)	兼業 (戸)			経営耕地面積 (ha)			
			計	第1種	第2種	計	田	畑	樹園地
1990年 (平成2年)	1,354	163	1,191	200	991	1,565.1	1,253.2	299.7	12.2
1995年 (平成7年)	1,183	149	1,034	253	781	1,431.0	1,125.1	297.1	8.8
2000年 (平成12年)	870	133	737	168	569	1,370.3	1,114.8	242.5	13.0

(注)平成12年の農家数の内訳には、自給的農家数220戸が含まれていない

(資料：農業センサス)

表 農業算出額の推移

単位：(百万円)

区 分	総額	耕種					畜産				
		米	麦	野菜	その他	乳用牛	肉用牛	豚	その他		
1990年 (平成2年)	4,428	2,997	1,399	697	785	116	1,427	380	494	486	67
1995年 (平成7年)	4,163	3,141	1,637	691	652	161	1,022	312	271	382	57
2000年 (平成12年)	3,184	2,237	970	489	660	118	947	293	225	372	57
2003年 (平成15年)	3,140	2,300	1,110	630	500	60	840	280	230	250	80

(資料：産業振興課)

【基本方針】

- 食糧・農業・農村を巡る大きな情勢の変化をふまえ、望ましい農業構造の確立に向け担い手の育成・確保を図ります。
- 環境保全、農村コミュニティの整備、体験農業・観光農業の推進などに取り組み、快適で豊かな農村環境の創出を図ります。

【施策の方向性】

1 農業生産の振興

(1) 主要農産物の生産促進

- ◇転作の団地化、作付体系作り、転作田の有効利用などに取り組み、米の需給動向に対応した米政策改革を推進します。
- ◇米の需給調整については、水田における品目横断的経営安定対策の導入とあわせ、2007年(平成19年)産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指します。低コスト生産や一層の食味・品質向上を図ります。
- ◇麦については、品目横断的経営安定対策の導入に向け、対象となる担い手の育成・確保を図るとともに、品質向上を図ります。
- ◇位置的条件を活かして、園芸、野菜生産を拡大し、生鮮野菜供給地としての地位を確立するため、安定的で高品質な作物の周年供給体制の確立を図ります。直売、加工施設の整備を進め付加価値を高め、所得の向上を図ります。
- ◇畜産は、環境衛生と生産性に配慮した生産施設の整備を推進し、あわせて多種の農家との結合を図ります。
- ◇「地産地消*」の考え方に基づいた農業施策を進めます。

(2) 農業経営の高度化

- ◇農業経営改善計画* の認定を受けた認定農業者及び集落営農を育成し、規模拡大や生産方式の合理化などを図ります。
- ◇長期かつ低利な融資制度を円滑に活用するため、利子補給などの措置を講じ、農業経営の近代化などを図ります。
- ◇農業経営の安定を図るため、農業共済への加入の促進と活用を推進します。
- ◇効率的な生産システムの確立を目指して、地域農業の核となるカントリーエレベーターなどの共同乾燥調整施設の計画的利用と流通体系の整備を促進します。

- ◇農地の流動化や作業受委託を積極的に進め、関係機関との連携により、農地の利用調整機能の強化を図ります。経営の合理化を促進するために、農業公社の設立を推進します。
- ◇農産物を安定的に生産し、野菜の連作による障害を回避するため、耕種農家と畜産農家の有機的結合と農用地の地力増進対策を推進します。
- ◇農業協同組合などの関係機関との連携を図ります。
- ◇町の特産品に関して、インターネットなどの媒体を使ったPRの強化、朝市の開催などを検討・推進します。
- ◇都市部との交流事業や体験農業の実施など、農業活性化のための様々な取り組みを検討・推進します。

(3) 担い手の育成

- ◇現在活動している農業青年会議の活動を支援するとともに、情報交換や交流の場の提供に努め、新規就農者の参加を促進します。
- ◇品目横断的経営安定対策が導入されることにより、中小農家を中心とした個別の営農形態から集落営農組織、認定農業者への転換を検討します。

2 農業構造の整備

(1) 優良農用地の有効利用

- ◇農業の健全な発展を図るため、集団的な優良農用地の確保と保全に努めます。
- ◇農業経営基盤強化促進事業を活用し、認定農業者などへの利用権設定などにより農地の流動化を図り、土地利用計画と整合性を保ちつつ、農用地の有効利用を進めます。

(2) 土地基盤整備の推進

- ◇県営及び団体営ほ場整備*を継続的に実施して大区画化を図り、生産性の向上に努めます。
- ◇ほ場整備完了地区と集落を連絡する農業用道路を整備します。
- ◇農業用水の効率的配水を実現するため、取水施設の改良・改修、用水路の改修を図ります。
- ◇排水不良地域の排水路整備を推進します。

3 農村環境の改善

(1) 生活環境の充実

- ◇快適で安全な農村環境の中で生活できるように、集落道路などの生活環境基盤の整備を図ります。
- ◇農村公園などの生活環境施設の充実に努めます。
- ◇農村集落のし尿・生活雑排水などの汚水・汚泥を処理するため、農業集落排水事業を推進します。
- ◇「花いっぱい運動」など沿道や生活環境の緑化を推進し、快適な環境づくりと自然保全に取り組みます。

(2) むらづくりの推進

- ◇農家と農家以外との交流を含め、共同意識や相互扶助など地域のつながりを深めるため、農村地域の住民の幅広い活動を助長し、農村コミュニティの充実に努めます。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
農業生産の振興	主要農産物の生産促進	町・農協	○米政策改革の推進
		町・農協	○需要に応じた主要作物の生産の促進
		町・農協	○周年供給体制の充実
	農業経営の高度化	町・農協	○各種融資制度の充実
町・農協		○パンフレットなどによる融資制度の周知・活用促進	
町・農協		○農業共済への加入・活用の促進	
町・農協		○共同乾燥調整施設の計画的利用	
町・農協		○流通体系の整備	
町・農協		○農業公社の設立の推進	
集団		○堆肥処理施設の組織化	
町・農協		○機械の共同利用、作業の受委託の促進	
町・農協		○生産団体の組織化	
町・農協		○農協など関連機関との連携の強化	
町		○特産品のPR	
町	○朝市開催の検討		
町	○都会との交流事業や体験農業・観光農業の推進		
担い手の育成	町・農協	○農業青年会議活動への支援	
	町・農協	○農業経営改善計画の認定	
	町・農協	○集落営農の育成・法人化の推進	
農業構造の整備	優良農用地の有効利用	町	○集团的優良農用地の確保・保全
		町	○農業経営基盤強化促進事業の推進
	土地基盤整備の推進	県・町	○ほ場整備の促進
		町	○農業用道路の整備
町	○農業用水施設の整備		
町	○農業排水路整備		
農村環境の改善	生活環境の充実	町	○集落道路の整備
		県・町	○農村公園の整備
		町	○農業集落排水事業の推進
		町	○自然環境の保全
	むらづくりの推進	町	○農村コミュニティの充実

表 農業振興の主要指標

区 分		基準年次 2005年(平成17年)		目標年次 2010年(平成22年)	
主要 農産物	米	981ha	4,780t	651ha	3,299t
	麦	923ha	3,773t	870ha	3,556t
	野菜	167ha	6,436t	180ha	6,930t
生産 調整	水田面積	1,195ha		1,195ha	
	水稲生産目標面積	723.5ha		651ha	
	水稲作付率	60.50%		54.50%	
生産 団体等	作業受託組織・ 特定農業団体等	17団体		32団体	
	認定農業者	32名		80名	
生産 施設等	共同乾燥調整施設	4カ所		4カ所	
	直売施設	2カ所		3カ所	
	加工施設	1カ所		2カ所	
	堆肥処理施設	10カ所		13カ所	
	農業公社	0カ所		1カ所	
農用 地	優良農用地(確保)	1,251ha (田 986ha・畑 265ha)		1,246ha (田 984ha・畑 262ha)	
	農地利用集積(流動化)	900.6ha		1,250ha	
土地 基盤	ほ場整備	1,480ha		1,515ha	
	農業用道路整備	58.6km		66.7km	
	農業用水路整備	4.1km		5.5km	
	農業排水路整備	31.5km		33.3km	
農村 生活環境	集落道路整備	13.0km		15.5km	
	水質保全対策	1カ所		1カ所	
	水環境整備	1カ所		1カ所	
	農村公園	1カ所		1カ所	
	農業集落排水整備	0カ所		1カ所	

(資料：産業振興課)

2 工業

【現況と課題】

本町では、1960年代前半（昭和30年代後半）に初めて企業誘致をおこない、1970年代（昭和40年代後半～50年代前半）には大規模工業団地を造成して優良企業の誘致を推進したことで、工業が飛躍的に発展しました。町内には、鞍掛工業団地をはじめとする6つの工業団地があり、電気機器、輸送機器を主体とする加工組立産業が盛んです。製造品出荷額などにおいて、県内町村別順位では、常に上位を維持しています。

しかし、長引く景気の低迷や産業構造の変化などの社会・経済情勢の影響を受け、下請け関係の悪化やリストラなど町内の工業全体が厳しい環境に直面しています。

2003年度（平成15年度）に企業誘致条例を創設して積極的な誘致活動に努めていることもあり、新たな企業立地の動きがみられるようになってきています。2005年（平成17年）にはさらなる企業誘致を図るため、鞍掛第三工業団地の分譲価格を群馬県企業局が改定しました。

工業の振興は本町の経済基盤を固めるとともに、雇用の確保など大きな波及効果をもたらすものです。今後も、工業団地の造成を推進するとともに、国際的分業、協調・競争などに対応する工業を育成し、町の主要産業として振興を図ることが課題となります。

表 工業の推移（従業員4人以上）

単位：(万円)

区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額	1事業所当たり 出荷額
1999年(平成11年)	172	6,410	30,311,315	176,229
2000年(平成12年)	166	6,385	36,993,457	222,852
2001年(平成13年)	155	5,825	34,212,178	220,724
2002年(平成14年)	147	6,067	23,425,789	159,359
2003年(平成15年)	148	5,496	24,898,082	168,230

(資料：工業統計調査)

表 工業団地の面積

単位：(ha)

工業団地名	面積
近藤工業団地	7.2
邑楽工業団地	24.9
鞍掛第一工業団地	27.5
鞍掛第二工業団地	11.3
開拓工業団地	22.5
鞍掛第三工業団地	46.7

(資料：都市計画課)

【基本方針】

- 造成・分譲中である鞍掛第三工業団地を中心に、企業誘致に努めます。
- 工業団地外の工場について育成を図る一方で、効率化の必要がある場合には、集約移転を推進します。
- 工業生産基盤の強化を図るため、技術の向上、能力開発による担い手の資質の向上を図りつつ、工業団体の組織化を推進します。

【施策の方向性】

1 工場立地の推進

- ◇ 高付加価値型、技術集約型の企業や研究開発型、試験研究機関など多様な優良企業の立地に向けて、誘致活動を推進します。
- ◇ 公害防止のみならず、省エネ・省資源・リサイクルなど、環境に配慮した企業の立地を推進します。
- ◇ 鞍掛第三工業団地における企業誘致を重点的に推進します。
- ◇ 工業団地外の工場について、その維持・育成を図る一方で、集約して効率を高める必要がある場合などには、工業団地内などへの集約移転を検討・推進します。

◇今後の社会・経済動向や町の状況をふまえつつ、新たな工業団地などの造成について調査・研究を進めます。

2 担い手の育成

◇近代的設備や新技術に対応できる担い手を育成するため、県の産業支援基盤施設である「ぐんま産業高度化センター」や「産業技術センター」を有効に活用します。

◇研修会の開催などに取り組み、労働者の能力開発と技術の向上を図ります。

3 経営の近代化支援

◇金融機関や信用保証協会などと協調しながら、経営体質の強化を支援するとともに、経営の近代化を図るため融資制度の拡充と周知・活用に努めます。

◇経営の近代化や工業団地への移転などを希望する事業者の自主的な活動を支援します。

◇経営診断や経営研修会の実施、産業情報の収集・提供などをおこない、工業団体の組織化や機能の充実を図ります。

4 企業の持続的な発展の支援

◇本町の経済基盤の中核を担う既存企業のさらなる持続的な発展を支援するため、周辺環境の整備や奨励金制度の創設・拡充、企業間のネットワーク化などを推進します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
工場立地の推進	町	○鞍掛第三工業団地を中心とした企業誘致の推進
	町	○工業団地外の工場の維持・育成と必要に応じた集約移転
	町	○新規の工業団地造成の調査・検討
担い手の育成	町・商工会	○ぐんま産業高度化センター及び産業技術センターの活用
	町・商工会	○研修会の開催
経営の近代化支援	町	○制度融資の保証料の補助、利子補給
	町	○融資制度の拡充
	町・商工会	○パンフレットなどによる融資制度の周知・活用
	町・商工会	○工業団体の組織化と近代化・集約化への支援
	県・町	○経営診断・経営研修会の実施
企業の持続的な発展の支援	町・商工会	○産業情報の収集・提供
	町	○周辺環境の整備
	町	○奨励金制度の創設・拡充
	町	○企業間のネットワーク化等の支援

3 商業

【現況と課題】

本町の商業に関する状況をみると、従業員数については増加傾向にありますが、店舗数や商品販売額については停滞傾向がみられます。商店が自然発生的に点在してみられる程度で、まとまりのある商店街が形成されておらず、全体の商業規模が小さいことから、近隣市町の大型店などに購買力が流出する状況がみられます。

各種の金融支援制度などにより活性化に努めていますが、基礎的な商業需要の少なさ、市街化調整区域における土地利用規制による商業地開発の制約などがあり、なかなか効果が表れていないのが現状です。

大規模店舗の計画的な立地誘導を図るため、既存商店の連携強化、新規出店などを総合的に進めていくことで、商業の活性化を図ることが必要です。人口の定着と増加、交通網や道路網の整備、景観の向上など、商業の振興を支えるための多様な取り組みが重要な課題となります。

表 商業関連指標の推移（飲食店を除く）

単位：(人,万円)

区 分	商店数		従業員数		販売額	
	卸売	小売	卸売	小売	卸売	小売
1994年（平成6年）	37	197	235	849	1,076,776	1,641,649
1997年（平成9年）	35	197	214	1,042	921,205	1,588,844
1999年（平成11年）	42	193	263	1,054	995,926	1,615,352
2002年（平成14年）	42	192	229	1,176	891,707	1,728,732

（資料：商業統計調査）

【基本方針】

- 中央公園付近や広域的な幹線道路の沿道に、商業施設の立地・整備を推進します。
- 既存の商業活性化のため、店舗間の連携強化や新規出店を促すシステムの確立などを支援します。
- 魅力ある町づくりにより人口定着を図ることで購買力の向上を目指すとともに、交通網や道路網などの都市基盤の整備により商業活性化を支援します。

【施策の方向性】

1 商業集積ゾーンの形成

- ◇中央公園周辺を新しい「町の核」として整備する事業の推進にあわせて、商業施設の立地・集積を検討・推進します。
- ◇中心市街地や幹線道路などの沿線に新規店舗の出店を進めることにより、新たな商業集積を図ります。

2 商業の活性化

(1)ハード面での取り組み

- ◇既存の商店の集約化・集積を検討・推進します。
- ◇駅周辺の環境整備など、様々な町づくりを総合的に推進することで、人口の定着と増加につなげ、町内の購買力の向上を図ります。
- ◇中心的な商店街として育成が見込める区域については、商業地までのアクセス道路を計画的に整備するほか、美しく個性的な商店街となるように、歩道の整備や植栽の充実、街路灯の整備、

案内板の設置、駐車場や駐輪場の整備、イベント広場の整備など、多様な取り組みを検討・推進していきます。

(2) ソフト面での取り組み

- ◇商工会との連携をより一層強化し、商業活動の活発化を促進します。
- ◇融資制度を充実・活用して、時代のニーズに対応できるように既存商業を育成するとともに経営の近代化を支援します。
- ◇情報交換会の開催、商業診断や必要調査などを支援します。
- ◇人が集まり、商業が活性化するイベントの開催を支援します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
商業集積ゾーンの形成		町	○中央公園周辺への「町の核」整備事業にあわせた商業施設の立地・集積の検討・推進
		町	○中心市街地や幹線道路沿線等への商業集積の推進
商業の活性化	ハード面での取り組み	町	○既存の商店の集約化・集積を検討・推進
		町	○駅周辺の環境整備などによる購買力の向上
		町	○商業地までのアクセス道路の整備
		町	○中心的商店街における環境整備の推進（歩道の整備、植栽の充実、街路灯の整備、案内板の設置、駐車場や駐輪場の整備、イベント広場の整備等）
	ソフト面での取り組み	町・商工会	○商工会との連携強化
		町・商工会	○商業団体の活動の活性化
	町・商工会	○融資制度の充実・活用の推進	
	町・商工会	○情報交換会等の開催	
	町・商工会	○商業診断や必要調査を支援	
	町・商工会	○商業活性化に結びつくイベントの開催	

6-2 多様な振興策の推進

1 観光・レクリエーション

【現況と課題】

本町の主な観光資源としては、町内に点在する神社仏閣を中心とした歴史的遺産、多々良沼公園、シンボルタワーを中心とするおうら中央公園などがあります。なかでも1993年（平成5年）の開館以来20万人以上の人々が訪れているシンボルタワーや、冬季に白鳥が飛来することで有名な多々良沼公園を観光の核として位置づけ、誘客運動を展開しています。また近年は、自然とのふれあいや伝統文化などを体験できるような「参加型」の観光ニーズが高まる傾向がみられます。

本町は首都圏70km圏内の、観光客を呼ぶには比較的良好な立地条件にあり、緑が多く豊かな自然も残っているため、観光開発の可能性の余地は大きいといえます。観光の拠点となる施設の整備を図るとともに、イベント開催をはじめとする各種のソフト施策の推進などを総合的に進めることで、観光を本町の産業として育成することが課題となります。

【基本方針】

- シンボルタワーを中心としたおうら中央公園、多々良沼公園を、町の観光の拠点と位置づけ、その周辺を含めた整備とネットワーク化を推進します。
- イベントの開催・充実、PR活動、特産品開発の充実や観光協会の設立などの、ソフト面での施策を推進します。
- 人々の来訪や移動を円滑にするため、交通網や道路網の充実を図ります。

【施策の方向性】

1 観光拠点の整備・拡充

(1) おうら中央公園周辺の整備

- ◇シンボルタワーを中心としたおうら中央公園を、町中央部の観光・レクリエーションの拠点として位置づけ、施設整備や道路などの関連基盤整備を推進します。
- ◇「あいあいセンター」を新鮮で安全な農産物を消費者に供給する拠点として、町の特産品の開発・普及を推進するとともに、伝統文化である「粉食文化」を広く伝承する実践の場づくりとしてさらに推進します。「体験コーナー」などの設置を検討していきます。

(2) 多々良沼公園の充実

- ◇多々良沼公園を町東部の観光・レクリエーションの拠点として位置づけ、住民や訪れた人たちの憩いの場としてさらなる整備を推進します。
- ◇自然の保全に留意しつつ、白鳥の飛来地としての環境整備や観光資源としての活用、さらにはサクラやふじ棚など観光資源の効果的な活用を検討していきます。

(3) 歴史ロマンルート事業の推進

- ◇石打こぶ観音を中心として町内に点在する歴史的観光資源をネットワーク化し、歴史を探索できる「歴史ロマンルート」を構想・計画します。
- ◇町内外に広めるため、「歴史探訪（ロマン）マップ」の作成や案内板の設置を推進します。

2 観光活動の活発化

(1) イベントの充実

◇おうら祭りや産業祭などの一層の充実を図るとともに、町内外から多くの人に参加したくなるようなイベントを検討・開催します。関係機関や周辺自治体との連携による共催イベントの開催も検討していきます。

◇広報誌・ホームページ・パンフレットなどを利用して、町内及び県内外に対してPR活動の充実を図ります。

(2) 観光協会の設立

◇行政と民間が連携・協力して観光活動に取り組むため、その核となる観光協会を設立します。

◇観光関連の情報提供をはじめ、特産品づくりやPR活動、観光資源の発掘について、中心的役割を担えるような組織の立ち上げを目指します。

【施策一覧】

施 策 名		実施主体	主な内容・計画・事業等
観光拠点の整備・拡充	おうら中央公園 周辺の整備	町 町・利用組合	○拠点としてのおうら中央公園及び周辺の整備 ○「あいあいセンター」での物産や土産品の展示・販売 ○体験・参加コーナーの設置
	多々良沼公園の 充実	町	○拠点としてのもつぎ沼公園の充実・活用
	歴史ロマンルート 事業の推進	町 町	○「歴史ロマンルート」の設定・指定 ○「歴史探訪（ロマン）マップ」の作成や案内板の設置
観光活動の活発化	イベントの充実	町・商工会 町・商工会 町・商工会	○おうら祭りや産業祭等の充実 ○新たなイベントの検討 ○PR活動の充実
	観光協会の設立	町・商工会	○観光協会の設立

2 新たな産業

【現況と課題】

本町は、農業を中心としつつ、工業団地の造成により工業の振興などに努めてきましたが、商業やサービス産業に従事する事業者・就業者は少ない現状にあります。

町の活性化を図る上で、今後、本町にふさわしい新たな産業を生み出していく必要があります。インターネットをはじめとする情報通信技術の発達、農業や福祉などの分野における規制緩和の動きなどにより、今後、本町においても新たなビジネスを発展させる可能性はあるものと考えられます。住民との連携により、新たな産業創出に向けた検討を進めることが課題となります。

【基本方針】

- 情報化や国際化、高齢社会などともなう住民ニーズに対応するため、既存産業の枠にとらわれない新たな産業や協働活動を支援するための取り組みを推進します。
- 魅力ある住環境づくりをはじめ、各種の機能を強化する総合的な町づくりをおこなうことで、各種の新しい産業の萌芽を支援し、町の活性化を図ります。

【施策の方向性】

1 新たな産業創出に関する調査・研究

- ◇インターネットなどの情報通信技術を活用したビジネス、リサイクルビジネス、アグリビジネス*、介護ビジネスなど、新たな産業創出の可能性・方向性について検討します。
- ◇商工会などと連携して調査・研究を推進します。
- ◇他都市の事例調査や、必要に応じて視察やワークショップ*、社会実験* などの実施を検討します。
- ◇町内の産業に関する情報収集をおこない、データバンク化を検討します。

2 産業創造に資する町づくりの推進

- ◇産業の創造にあたっては、人口集積による人材の確保が前提となるため、住環境の充実、魅力の向上などの町づくりを総合的に推進します。
- ◇新たな産業立地を推進するため、近隣市町との交通網や道路網の改善を中心に基盤整備を推進します。
- ◇新産業の創造を話しあう場やイベントの開催を検討します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
新たな産業創出に関する調査・研究	町	○新たな産業創出の可能性・方向性の検討
	町	○商工会との連携
	町・商工会	○他都市の事例調査・施策・ワークショップ・社会実験等の実施 検討
	町・商工会	○町内の産業に関する情報収集とデータベース化の検討
産業創造に資する町づくりの推進	町	○人口増加につながる総合的な町づくりの推進
	町	○交通網や道路網等の整備による産業立地の条件整備
	町・商工会	○新産業の創造を話しあう場やイベントの開催

6-3 安心して働ける環境づくり

1 雇用対策

【現況と課題】

これまでの長期的な経済の低迷期を脱し景気回復の兆しがみられる中、県の有効求人倍率*は全国でも上位に位置しています。しかし、管内の有効求人倍率は1.0倍前後と、雇用環境は依然として厳しい状況にあります。そして、若年層の町外への流出抑止、フリーター*やニート*の増加への対応、高齢化に対応した中・高年者の雇用の場の確保、女性の社会参画の推進、障害者の雇用促進など、雇用をめぐる課題は多岐にわたっています。

本町では、関係機関と連携して、雇用情報交換会の開催、高齢者や障害者の雇用促進などの取り組みを実施していますが、今後は、これらの課題に広く対応する必要があります。各種の相談機能や情報提供を充実して、働く意欲のある様々な人の雇用の安定化を図り、町内に魅力ある就業の場を確保することが課題となります。

【基本方針】

- 関係機関との連携により、様々な労働ニーズと社会変化に対応した就業機会の拡大・確保に努め、安定的な雇用を促進します。
- 女性・高齢者・障害者を含む働く意欲のあるすべての人に、その人にあった就業機会の提供を図ります。

【施策の方向性】

1 関係機関との連携

◇ハローワーク・県・商工会をはじめとする関係機関と連携して、総合的な取り組みを推進します。

2 雇用の安定・促進のための体制整備と事業推進

◇雇用の安定・促進のため、事業所との連携の強化を図ります。

◇社会福祉協議会に設置されている「高齢者活力センター」において、高齢者の雇用促進事業を推進します。

◇障害者をはじめとする雇用を促進するため、企業への奨励金制度を充実することにより、さらに雇用を促進します。

◇情報誌などを通じた職業情報の提供を検討しつつ、行政事務などにおける雇用機会の提供を検討します。

◇職業や職能に関する研修会やセミナーなどの開催・充実を図ります。

◇職業相談に関わる体制の整備を検討します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
関係機関との連携	町・商工会	○関係機関との連携の強化
雇用の安定・促進のための体制整備と事業推進	町・商工会	○事業所との連携の強化
	町・社会福祉協議会	○高齢者活力センターを通じた高齢者雇用の促進
	町	○障害者雇用等の促進のための企業への奨励金制度の充実
	町・商工会	○情報誌等を通じた職業情報の提供
	町・商工会	○研修会・セミナー等の開催・充実
	町・商工会	○職業相談体制の整備の検討

2 勤労者福祉

【現況と課題】

社会の高度化・成熟化が影響して、近年では、労働者福祉に関わる見直しや充実が進行しつつありますが、一方で、高齢者の雇用の場の確保、若年層の流出抑止、男女雇用の格差是正など、取り組むべき課題が多様化してきています。

本町では、こうした現況をふまえ、勤労者福祉施策として、ハード・ソフト両面で様々な事業を展開しています。勤労者福祉施設として、1985年（昭和60年）の共同福祉施設の設置をはじめとして、1990年（平成2年）に勤労青少年ホームを開設しました。そのほか、勤労者体育センター、スポレク広場、産業研修会館などが整備されており、これらの施設で総合相談、自己啓発のための各種講座や、ヤングフェスティバルなどのイベントを開催しています。

また、勤労者の暮らしやすさ、働きやすさを向上するための支援策として、勤労者生活資金、勤労者住宅建設資金などの助成制度、労使教育委員会による勤労者福祉があります。

しかし、勤労者のニーズは一層複雑化することが予想され、福祉施設の内容の充実や有効利用、助成制度の拡大を図る必要があります。また、雇用の安定を図るためには働きやすい環境づくりが重要であることから、勤労意欲の向上やゆとりづくりなど内面的充実を含めた勤労者福祉の推進も課題となります。

【基本方針】

- 労使関係の安定と勤労者福祉事業の充実を図ります。
- 勤労者福祉施設の充実や職場におけるゆとりの創造に向けた支援などにより、勤労者を取り巻く環境の向上を図ります。

【施策の方向性】

1 労使関係の安定支援

◇ 労使の相互理解と信頼関係の維持・強化を図り、働きやすい職場環境をつくるため、労使教育委員会を中心とした活動の充実を図ります。

2 勤労者福祉施設の充実

◇ 余暇時間及び能力向上意欲の増大、趣味・教養の多様化に対応するため、勤労青少年ホーム、産業研修会館をはじめとする勤労者福祉施設の有効活用を進め、活動の場の提供を図ります。講座やイベントを今後も企画・開催し、内容の充実を図ります。

◇ 多くの勤労者に利用されるように、内容の充実と開催時間や場所など、利便性の向上に努めるとともに、広報誌などによる情報提供に努めます。

3 勤労者福祉の充実

◇ 労働時間短縮などの労働環境の充実に向けて、各事業所への助言をおこないます。

◇ ゆとりと活気のある職場環境を創造するため、勤労者向けサークル活動などの支援を実施します。職場内や同一業種内にとどまらず、スポーツやレクリエーションを通じた交流拡大を支援し、内容の充実を図ります。

◇職場への定着や勤労者福祉の向上を図るため、「勤労者生活資金」「勤労者住宅建設資金融資」などの助成制度を充実させるとともに、これらの制度の周知を図ります。

◇勤労者が安心して働ける環境づくりの整備促進を図ります。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
労使関係の安定支援	労使教育委員会	○労使協調のための取り組み
勤労者福祉施設の充実	県・町	○勤労者福祉施設の有効利用の促進
	県・町	○講座・イベント等の実施と内容の充実
	県・町	○施設利用の利便性の向上
勤労者福祉の充実	県・町	○事業所への指導・助言
	県・町	○勤労者向けのサークル活動やスポーツ・レクリエーションイベント等の充実
	県・町	○勤労者生活資金・勤労者住宅建設資金融資の充実
	町	○助成制度の周知、活用促進
	町	○安心して働ける環境づくりの整備促進